

伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設の整備を促進し、福祉サービスの供給の確保を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備のための借入償還金に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第25号。以下「条例」という。）及び伊勢原市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成7年伊勢原市規則第20号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間社会福祉施設」とは、社会福祉法人等が市内で運営する次の施設をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウスを除く。）

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象とする経費は、施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための借入金の償還に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助対象経費の内容及び補助金額の算出方法)

第4条 前条に規定する補助対象経費の内容及び補助金額の算出方法は、次のとおりとする。この場合において、算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

補助対象経費の内容	補助金額算出方法
施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のために要する借入金償還元金 借入先 (1) 独立行政法人福祉医療機構 (2) 神奈川県社会福祉協議会	(当該年度約定返済元金 －民間社会福祉施設整備借入償還金補助金交付要綱（平成12年4月1日施行）の規定による神奈川県民間社会福祉施設整備借入償還金補助金（約定返済利子に対する補助を除く。)) × 1 / 3

(交付の要望)

第5条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要望書（第1号様式）に関係資料を添付して、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付要望があったときは、当該補助金の交付を要望した者の事業活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算の措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）第5条の規定による伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付申請書（第3号様式）に同条及び条例第4条に規定するもののほか補助対象経費の支払を証明できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 規則第6条による交付の決定は、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金実績報告書（第7号様式）により、補助金の交付を受けた年度の末日が属する年の4月30日までに提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成3年5月1日伊勢原市告示第28号）

この告示は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成7年12月27日伊勢原市告示第82号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月21日伊勢原市告示第99号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正す

る規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

附 則（平成16年6月4日伊勢原市告示第75号）
（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の伊勢原市民間社会福祉事業振興費補助金交付要綱（次項において「改正前の要綱」という。）の規定によってした手続その他の行為は、この告示による改正後の伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の要綱の規定により補助金の交付対象とされていた施設については、平成16年度以後も、改正後の要綱（第4条後段の規定を除く。）の規定により補助金を交付する。

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要綱（次項において「改正前の要綱」という。）の規定によってした手続その他の行為は、この告示による改正後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の要綱の規定により補助金の交付対象とされていた施設については、この告示の施行後も、改正後の要綱（第4条後段の規定を除く。）の規定により補助金を交付する。

附 則（平成25年3月29日伊勢原市告示第83号）
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月10日告示第199号）
この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

要望者 住 所

名 称

代表者名

年度において、伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金の交付を
要望します。

交付要望額

千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、
年 月 日までに伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

（注）県等の補助金の交付決定通知書、工事請負契約書等の写しを添付してください。

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定通知書

住 所

名 称
代表者名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額

千円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第9条関係）

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請書 住 所

名 称

代表者名

次のとおり伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第6号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金（中止・廃止）
承認決定通知書

住 所

名 称
代表者名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内
容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称
代表者名

年度伊勢原市民間社会福祉施設借入償還金補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実 績 額	千円
不 用 額	千円

（注）事務事業成果報告書及び収支決算書を添付してください。